

大阪広域水道企業団監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪広域水道企業団企業長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平25年3月29日

大阪広域水道企業団監査委員 坪内 隆  
同 上西 克尚

1 指示に対する措置

(貯蔵品のたな卸について)

監査対象機関	経営管理部、村野浄水場、庭窪浄水場	
監査実施年月日	平成24年8月3日から平成24年9月7日	
	監査の結果	措置の状況
	貯蔵品の期末在庫について、村野浄水場、庭窪浄水場において、期末在庫数量の適正な管理ができていなかった。適切に是正するとともに、たな卸マニュアルを充実させ本部の各出先機関への管理・監督を適切に行うべきである。	村野浄水場の薄硫酸の貯蔵残高については、平成24年8月の出庫時にたな卸資産出納簿の数量を正しい在庫量に修正しました。 また、庭窪浄水場については、再度、全薬品の調査を行ったところ、苛性ソーダの貯蔵残高について、たな卸資産出納簿の修正が必要であることが判明したため、今年度中に適正な会計処理を行うと共に、たな卸資産出納簿を修正します。 今後は、本部において、貯蔵品の適正な管理実施のため、たな卸マニュアルに該当する「実地たな卸実施要領」をさらに充実し、各所属担当者への研修等を通じて適切な事務手続きの定着化を図ります。 また、各所属への出納検査の際に、たな卸資産の管理状況の確認を強化します。

2 問い合わせ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階

(TEL (06) 6944-6862)

大阪広域水道企業団監査委員事務局